

# ドイツ・ワイマール期の自由労働組合における 組織形態に関する議論について

——研究史の視角から——

栞 田 大知彦

トホッフヤルックが研究における節のタイト

## 1. 問題意識と課題の設定

第2次大戦後のわが国の労働法に多大な影響を与えた制度を整えたワイマール期のドイツでは<sup>1)</sup>、当時全組織労働者の7割程度を組織していた、社会主義を志向する自由労働組合において<sup>2)</sup>、組織形態に関する議論が激しく展開された<sup>3)</sup>。この議論は、後に見るポツ

ンとの対立は、第1次大戦中の半熟練労働者の地位の上昇により明確となった。大戦末期から高揚した労働運動においても、両者の連帯は不調に終わった。とくに組織形態に関して、半・不熟練労働者を職業、産業の差にとらわれず組織した一般組合の在り方と、それと既存の熟練工を中心としたクラフト・ユニオンが、統一的な上部団体の下に統合されるような動きがなかったことに、ドイツとの差異がみられる。

フランスでは1884年の労働組合の合法化以降、職業別組合の連合組織としての産業別組合、地域ごとの労働相談所を基盤とする組織という2種類の組織形態がみられたが、1895年に両者の組織的統合が実現し、フランス労働総同盟(CGT)が成立する。第1次大戦直前には、労働相談所が労働組合の地域同盟として再編され、それが機構の管理事務と宣伝を担当し、産業別組合が労働組合の行動を直接指導するというように機能が明確に分担されることとなった。1910年頃からとくに重工業における技術の変化に伴い、半熟練労働者の重要性が高まり、産業別組合内部においてそれまで中心であった熟練労働者の組合と半熟練労働者のそれとの間に対立が生じることになる。第1次大戦を経てサンディカリズム的な前者の勢力は弱まり、後者が主導権を握る。その後、CGTは何よりも組織の維持を重視し、団体交渉の実現をその基本方針の中心に据えることになった。この方針はドイツのとくに20年代のそれと共通性をもつといえる(以上、戸塚・徳永編『現代労働問題』有斐閣、1977年より)。ドイツにおいては半・不熟練労働者の主導による組合運動が——工場労働者組合を除いて——以上でみた両国と比してあまりみられなかったといえる。

- 1) 西谷氏は次のように言う。1949年に全面改正された現行労働法に関して「わが国の労働法理論は、ワイマール・ドイツの理論を骨とし、わが国労働運動の特種性をふまえた実践的課題意識を血と肉にして形成されたといっても過言ではない」(西谷敏『ドイツ労働法思想史論』日本評論社、1987年、5ページ)。
- 2) 自由労働組合という呼称は、1892年第1回ドイツ労働組合大会に参加した中央(単位)組合が、共通に組合員の政党支持と信仰の自由をうたったことに由来する(本山貞一「ドイツ金属労働組合(DMV)と産業合理化問題(一)」『筑波大学経済学論集』第10号、1982年、4ページ)。ただ、そのナショナルセンターである総務委員会とくにその委員長であるレギーンにより社会民主党との関係は分かち難いものとなっていく(花見忠『労働組合の政治的役割』未来社、1965年、64-66ページ参照)。
- 3) 19~20世紀の変わり目頃における労働組合の組織形態を巡る議論、争いの活発化は、ドイツにおいてのみ見いだしうるものではない。イギリスにおいては、1890年代に始まる半熟練労働者を中心とする一般組合の形成と、熟練工を中心とする労使協調的な既存のクラフト・ユニオ

ルとして与えているように「産業別組合か職業別組合か」を巡るものであったと一般に理解されている。だが以下でみる研究史で明らかにされているように、その背後にはワイマール期の自由労働組合の内部のさまざまな問題、対立が存在した。議論の激しさはそうした問題、対立の解決の困難さを示すものであったと思われる。勿論、ワイマール期の自由労働組合において“組織形態”ばかりが問題とされたわけではない。組織形態に関する議論の結集点をなしたと本稿が想定する1922年7月の大会においてさえ、議題は①事務的な事柄の処理（委員会の選出、議席数の査定）②同盟指導部の報告③経営協議会と労働組合④組織形態と労働運動の方法⑤労働共同体と経済協議会⑥将来における労働権⑦同盟規約の改正⑧同盟指導部の選出⑨その他の事柄の処理<sup>4)</sup>、と多様なものとなっていた。その中での組織形態に関する問題は、④の議題名をみる限りにおいて、労働運動の方法という根本的な問題に結びつけられている。このことから、組織形態の問題は、この時期の労働組合運動の在り方において大きな部分を占めていたのではないかと考えている。

1965年に西ドイツの労働組合から日本の労働組合に送られた小冊子『ドイツ労働総同盟の歴史と活動』<sup>5)</sup>には、過去10年に渡る「産業別組合か職業別組合か」の討議の結果としての、第2次大戦直後の組合の再建期における組織形態に関する認識が記されている。それは「1920年代の多様な経済的变化を通じて、産業別組織の形態を好むようになり」、「新しい組織は、可能な限り産業別につくらねばならぬ、ということは万人がこれを認めたこと

であった」というものであった。以上から、1920年代の「産業別組合か職業別組合か」を巡る議論、経験が第2次大戦後の労働組合の在り方に影響を与えたのではないかとの想定が導かれる。このことからワイマール期の、自由労働組合における組織形態に関する議論（以下“議論”）を考察する意味が見いだせるように思われる。だが、これまでの研究でそれに正面から取り組んだものは多くなかったように思われる<sup>6)</sup>。本稿では、以上の問題意識のもと、まず“議論”の過程を概観し、従来の研究をまとめることから“議論”がどのようなものであったかを私見も交え素描する。その作業の中で研究史の空白、問題点を見だし、今後の実証のための課題、道筋を示すことを目的としたい。

状況にそくして論点を少し絞っておこう。ワイマール期は、労働組合のおかれている状況がそれまでと大きく変わった時期であった。第1次大戦の敗戦、革命等を経ていることから、さまざまなレベルでの変化を見いだすことができるが、さしあたってここでは本稿に関して重要と思われる2点をあげておく。

まず使用者団体と、自由労働組合、キリスト教労働組合、自由主義的なヒルシュ・ドゥンカー労働組合という3つの党派組合との間で結ばれた1918年11月15日協定を起点とする労働協約に関する変化である。それは使用者が、すべての労働組合を同権的な協約当事者として承認したものと理解される。勿論、例えば印刷業等の熟練労働者の比重が大きい産業では、第1次大戦前から使用者と労働組合との間で集団的な労働協約が締結されていた<sup>7)</sup>。その一方で、鉄鋼業など熟練労働者が

4) *Korrespondenzblatt des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes*, Jg. 32. 1922 (Reprint, Berlin-Bonn 1985), S. 385-90, 399-402.

5) 『ドイツ労働総同盟の歴史と活動』1965年、53ページ。

6) ドイツの労働組合の“組織問題”を正面から扱った数少ない研究書の一つとして Mommsen, Hans (Hrsg.): *Arbeiterbewegung und industrieller Wandel*, Wuppertal 1980.

7) 久保敬治『労働協約法の研究』有斐閣、1995年、25-35ページ。

早期に排除された産業では、労働組合は労働条件の決定過程の外側におかれていた<sup>8)</sup>。このような産業に従事する労働者を抱える労働組合は、この11月15日協定によってその役割、使命等において大きな変化を経験せざるをえないことになった。また、ワイマール期に入り自由労働組合は未曾有の組合員数の増大を経験した。第1次大戦前の1913年の約225万人から1919年には約734万人となった<sup>9)</sup>。組織率も約28%から約40%となり1920年には50%を越えた<sup>10)</sup>。この大量加入の主たる部分をなしたのは半熟練・不熟練労働者であった<sup>11)</sup>。その背景には1919年の大会で採択されたドイツ労働組合総同盟 (Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund, 以下 ADGB もしくは同盟) 規約においてすべての組合が半・不熟練労働者、補助労働者、女性労働者を加入させる義務をもつことが謳われたこともあろうが<sup>12)</sup>、11月15日協定による労組の変化を契機

とし、それへの加入者が増大したと考えることもできよう。以上のような変化を経験したワイマール期初期の労働組合に関して、ポットホッフは「1918年から1923年の間の時期においてドイツの労働組合は社会・政治システムにおいて決定的な役割を演じ」、「組合員の流入によって在り方も決定的に変化した<sup>13)</sup>」としている。このような見方に従い、以上であげた“変化”への対応の一つとして“議論”が提起された、と想定することは可能かと思う。だが“議論”はワイマール期に始まったものではなかった。

## 2. 前史

1890年の社会主義者鎮圧法 (以下鎮圧法) 失効により、全国的な規模の組織を形成することが合法化されたことを受け、その組織を創出するための全国大会の準備、招集を使命とする総務委員会が同年11月に設けられた。総務委員会は本来暫定的なものだったが、自らをスト指導、援助の機関と見做し積極的に活動するようになり、さらに自らを中心において全国レベルの中央集権的な組織形態を導入せんとした。だが、総務委員会の目論見と異なり、それに地域組合論者が異を唱えたことから“議論”が展開し始めることになっ

層が革命の盛り上がりにより大量に加入したことが指摘されている (*Ibid.*, S. 49)。

13) Potthoff, Gewerkschaften zwischen Aufschwung und Krise, in: *Korrespondenzblatt*, Jg. 33. 1923 (Reprint, Berlin-Bonn 1985), Anhang, S. [3]; Potthoff, Probleme gewerkschaftlicher Organisation in Weltkrieg, Revolution und Republik, in: Mommsen (Hrsg.), *Arbeiterbewegung*, S. 149. ただ、その後の組合員数は停滞し、1923年のインフレにより決定的となった労働組合の無力化を主要因に、1924年秋には急激な下落が始まり、1926年には約378万人にまで落ち込みワイマール期における最低水準を記録することとなる。

8) Steinisch, Irmgart: Die gewerkschaftlicher Organisation der rheinisch-westfälischen Arbeiterschaft in der eisen- und stahlerzeugenden Industrie 1918-1924: in Mommsen (Hrsg.): *Arbeiterbewegung*, S. 118-19. 第1次大戦前、金属労働者組合は「一般に大企業の労働者を組織化することができなかった。」(本山, 前掲論文, 36-39ページ)。

9) Shönhoven, Klaus: Lokalismus-Beruforientierung-Industrieverband: Zur Entwicklung der organisatorischen Binnenstrukturen der deutschen Gewerkschaften vor 1914, in: Mommsen, Wolfgang J. (Hrsg.): *Auf dem Weg zur Massengewerkschaft*, Stuttgart 1984, S. 18; Petzina, Dietmar/Abelshäuser, Werner/Faust, Anselm: *Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch* Band 3, München 1978, S. 111.

10) Potthoff, Heinrich: *Freie Gewerkschaften 1918-1933*, Düsseldorf 1987, S. 84.

11) 大橋昭一『ドイツ経済民主主義論史』中央経済社, 1999年, 195ページ。

12) 以下規約の引用はすべて Potthoff, *Freie Gewerkschaften* S. 316-45. より。特に若年

た<sup>14)</sup>。地域組合論者の主張する分権的な組合形態は、地域ごとに職能によって組織された「専門組合」を原型としていた。社会民主党が非合法であった鎮圧法下、唯一合法的な闘争手段であったこの形態を支持する背景には、鎮圧法失効後も引き続いて労働組合が政治活動に携わるべきであるとの考えがあった。

他方、総務委員会が唱える中央集権的な組織形態は、まずもって「職人的自負」に基づく職業別組合を基礎とし、その全国的統合（中央集権化）を達成し、それだけでは不十分な場合、関連職業を結び付ける「連合」を設定し、その「連合」をさらに結合する立場に総務委員会を置くというものであった。ストの増大等からその統制に全国的な組合組織が有効であろうとの認識の広まりが、この考え方を生んだ直接的な要因とされるが、その背景には労働組合を政治活動の機関ではなく経済闘争のそれとする考えがあった。

以上のように1890年代初期に展開した“議論”は、中央集権的な組織形態か地域分権的なそれかをめぐる形で表れ、その背後には、労働組合を経済機関とするか政治機関とするかとの対立をもつものであった。結果として1892年に開催された第1回の全国労働組合大会では、まずもって地域組合論が退けられる。以上に関して、リッターは「労働組合組織を拡張するために、あらゆる政治活動を意図的に放棄することを表明するものであった<sup>15)</sup>」とした。だが、総務委員会の主張した組織形態がすんなりと受け入れられたわけではなか

った。

それに対案を提示したのは1891年にすでに産業別組合として成立していたドイツ金属労働者組合（Deutscher Metallarbeiter-Verband, 以下 DMV）であった。この時期に金属産業において産業別組合の形成が求められた要因を大塚忠氏に従って整理すると、まず職業柄金属労働者が頻繁な地理的移動を繰り返すことから各種手当て支給の面で有利であった点、また工場の集中と工場経営の近代化の普及、その工場内部において同一就業規則の下で多様な職種の労働者が働いていた実情が職種別の労組形態を不都合にした点、さらには1890年に結成された金属産業の使用者団体、金属工業者総連合に対抗するために、強力な財政力と組織力のある産業別組合が必要であった点等に求められる<sup>16)</sup>。

ただ、産業別組合といっても結成当初から、金属部門内に地域組合論の立場をとるベルリン・ローカル組合、職業別組合である鑄造工労働組合、ボイラーマン・機械操作員組合等といった DMV に参加しない組合を抱えていた。さらには年を追うごとに比重を増していく半・不熟練労働者はほとんど労組に加入していなかった<sup>17)</sup>。DMV は総務委員会のいう「連合」を、闘争力の貧弱な組織とし、確固とした産業別組合への再編成を主張したのだが、以上のような産業別組合としての問題点も、主張の背景にあったと思われる。その DMV の主張を総務委員会は「時期尚早」として退けた。結局、1892年大会では、地域組合論者の案の否決後、総務委員会案と DMV 案の折衷案ともいえる木材労働者組合案が採択された。それは、大会はカルテル協定による隣接職業組合組織との接触を勧告するが、

14) 1890年代における“議論”に関する記述は、その多くを芝野由和「ドイツ自由労働組合の組織問題——総委員会成立から第一回全国労働組合大会まで——」（『信大史学』第3号、1977年）に負っている。以下記さない限り引用は本論文からである。

15) Ritter, Gerhard A.: *Arbeiterbewegung, Parteien und Parlamentarismus*, Göttingen, 1976, S. 115.

16) 大塚忠『労使関係史論』関西大学出版部、1987年、252-53ページ。

17) DMV の組合員における熟練労働者の比率は徐々に減少したものの1913年まで70%を割ることはなかった（大塚、前掲書、254ページ）。

将来産業別組合に結集するかの決定はそれぞれの発展に委ねられる、というものであった。そして総務委員会が主張した総務委員会のスト闘争への直接関与は禁じられた<sup>18)</sup>。これにDMVも同調した。この決議は「産業別組合か職業別組合か」という問題を未解決のままにしたものと解釈されている<sup>19)</sup>。以降、第1次大戦前までの大会において、組織形態の全般的な改編は避けられることになる。総務委員会にとって、それは利点よりも障害が大きなものであった<sup>20)</sup>。このことから総務委員会が、大会では自身の案は通らなかったものの、それ以降は決議に基づいた態度を維持していたことが確認できる。

1890年から第1次大戦直前までに、自由労組全体の組合員数はおよそ8倍、200万人以上増加する。1892大会に結集した単位組合の数は67であったが1913年には46となった<sup>21)</sup>。金属部門に続き、木材、建設、鉱山、繊維、運送といった部門で「産業別組合」が成立し、化学産業部門の不熟練労働者を中心とする工場労働者組合を加えた以上7つの組合は、それぞれ組合員10万人以上を抱え、それらだけで自由労働組合のおよそ3分の2の組合員を組織していた<sup>22)</sup>。

以上の状況を根拠として、第1次大戦前に

18) ストの指導、統制、援助は全国(単位)組合の役割となる。その後も総務委員会とDMVとの対立は激しく、DMVは1895年まで上納金を拒否していた。ただ1895年以降、とくに社会政策領域で労働者の一般的利益を擁護する必要性の高まりから総務委員会の役割は大きくなり、さらに1905年からスト資金を集める権限と支援活動に入った場合にスト指導に関し全国組合と同等の権限とが与えられ、その地位は確固たるものとなる(大塚、前掲書、237-249ページ)。

19) Schneider, Michael: *Kleine Geschichte der Gewerkschaften*, Bonn 1989, S. 76.

20) Schönhoven, *Lokalismus*, S. 287-88.

21) 本山、前掲論文、3ページ。

22) Potthoff, *Freie Gewerkschaften*, S. 39.

産業別組合の形成期をみる研究がないわけではない<sup>23)</sup>。シェーンホーフエンはこの時期を「ドイツ労働運動史において未来を指し示す分岐点となった時期<sup>24)</sup>」にとらえる。この時期に労働組合は組合員を急増させ、大衆組織となった。この事は財政を強化し、組織の安定化を導く一方で、その運営には官僚機構を、意思決定には間接的な代議制システムを要求した<sup>25)</sup>。彼はこの時期に構築された組織構造を「ワイマール期にも拘束力を持ち続け、その基本的特質において1945年以降における労働運動の再建の際、再び取り上げ<sup>26)</sup>」られたものだとし、労働組合の組織に関して第1次大戦前とワイマール期との連続性を指摘する。

ただ、以上の研究史上「産業別組合」とされる単位組合は、第2次大戦後の西ドイツで成立した産業別組合とは違い、産業部門内の労働者すべてを包括するものではなく、多くの職業分野を一つに纏める組合連合のようなものであったことには留意すべきである<sup>27)</sup>。また、1911年のドレスデン大会などにおいて「言葉で産業別組合が好ましいということが

23) ミュラー/イェンチュは1890年以降を「産業別組合への工場労働者の組織化」の時期と区分する(ガウグラール/カーデル他『ドイツの労使関係』中央経済社、1991年、16ページ)。芝野氏は、木材労働者案がDMV案の路線に道を開くものであり、1890年代前半に産業別組合が結成され、第一次大戦に至りそれへの完全な統合が完成したとする(芝野、前掲論文、52-53ページ)。

24) Schönhoven, *Lokalismus*, S. 277.

25) Schönhoven, *Gewerkschaftswachstum, Mitgliederintegration und bürokratische Organisation in der Zeit vor dem Ersten Weltkrieg*, in: Mommsen (Hrsg.), *Arbeiterbewegung*, S. 32.

26) Schönhoven, *Lokalismus*, S. 277.

27) 同一産業部門内、さらには同一経営内に、複数の組合の組合員が存在した(Potthoff, *Freie Gewerkschaften*, S. 39.)。他方第2次大戦後は「基本的に、ある企業のすべての従業員は単一の組織に属すること」を目指した(『ドイツ労働総同盟』53ページ)。

示された」が、「にもかかわらず、職業が組織の決定的な基準であり続けた」<sup>28)</sup>ことは全く変わらなかった。

以上でみた第1次大戦前までの“議論”の展開を簡単にまとめると、まず1892年大会では中央集権的な組織形態が地域分権的なそれに勝利した。そこでは「産業別組合か職業別組合か」の問題の決着は避けられた。以降は大会決議に従い、すでに存在している単位組合の組織の存続を尊重することを原則に、それらの自由意思による相互協定に基づく合併、統合を勧めるという“一貫した態度”がみられたといえる。他方、それと平行して、大会では取り下げられたもののDMVの産業別組合への再編成の提案以降、「産業別組合」の必要性の認識の高まり、その実際の発展が進んできた点、これを確認しておきたい。そして第1次大戦の敗戦を経てワイマール期に至り、本稿最初にあげた変化を経験し、“議論”は激しさを増すこととなる。以下でその過程をみることにしたい。

### 3. ワイマール期の“議論”の概観と研究史

#### 1) 概観

自由労働組合は、1919年6月30日～7月5日、ニュルンベルクで行われた第1次大戦後最初の大会において、52もの単位組合をドイツ労働組合総同盟(ADGB)と名付けられた単一の上部団体のもとに統合することになった。大戦直前の1913年、すでに46の組合が総務委員会のもとで緩やかに結びついてしたが、ADGBによるそれは、より強いものであったとされる<sup>29)</sup>。大会で採択されたADGB規

約は、組織形態に関して、第4条において「労働組合の発展は、大きく能力のある[産業別]組合への統合という方向で実行されなければならない」と目標を掲げた。だが同規約は、参加した個別の組合の組織としての存続をも明示した。第5条はいう。「同盟は労働組合の[産業別組合への]統合を支援するつもりである。だが、それは強制されるものではない。すべての労働組合、職業団体、産業別組合は同じ権利、保護、援助を同盟に与えられる」。この規定は、大会代議員のおよそ7割程度の賛成を得て採択された<sup>30)</sup>。このことは、例えば活版印刷組合のように結成当時組合員が1,000人にも満たない小さな組合から、1920年には組合員150万人を越えるようになるDMVに至るまでと、その規模においてさえも大きな多様性をもつ参加単位組合に、規約上同じ権利、義務を与える同盟の困難さを、その最初から示すものであった。

また、採択された規約の内容は、その後の“議論”における混乱の火種を用意せずにはおかなかった。産業別組合へ再編成を求める勢力、それに反対する勢力のいずれもが、規約を拠り所とするようになったからである。1919年大会においてすでに、カール・レギーンの後をついでADGBの委員長となるライパルトが「一経営、一組合」の原則に明確な拒否を打ち出した直後に、大会議長を務めたDMVのライヒェルが、その原則に基づく今後の産業別組合の組織形成に関する言及をし、それが大会で受け入れられている<sup>31)</sup>、というような状態であった。大会の数か月後には、

30) Schneider, *a. a. O.*, S. 148.

31) Ruck, Michael: Die Gewerkschaften in den Anfangsjahren der Republik 1919-1923, in: *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert* (以下 *Quellen*), Band 2, Köln 1985, S. 54.

28) Borsdorf, Ulrich/Hemmer, O. Hans/Martiny, Martin (Hrsg.): *Grundlagen der Einheitgewerkschaft*, Köln-Frankfurt am Main 1977, S. 110.

29) Potthoff, *Freie Gewerkschaften*, S. 26.

金属産業や建設業において産業別組合形態の導入の動きが活発化することになる一方で、その動きが、同盟委員会の1920年7月の会議において、ADGB 規約第5条以下に反するものとして批判された<sup>32)</sup>。

以降、規約は大会においてのみ改正可能であったことから、3年ごとに行われることとなったADGB大会が近づいてくると、にわかに“議論”が活発化することになる。このことから本稿ではまず「規約・大会」レベルで“議論”をみていくことにする。

1922年6月19～24日、ライプチヒで行われた大戦後2度目のADGB大会の第4議題「組織形態と労働運動の方法」に関する議論の中で、参加組合中最も多く組合員を抱えるDMVの代表ディスマン(Dißmann, Robert)らは、「今日の労働組合の形態の根本的な変更」として「今日なお存在している職業別組合の合併による統一的な産業別組合の創設<sup>33)</sup>」を提案した。そこでは、重工業における垂直的統合の進展による職種に基づく組織原則の無意味化、そして同一産業内、同一経営内で複数の職業組織が存在する場合の労働闘争における連帯感の形成、協約交渉における利害統一の困難さを既存の組織形態の問題点としてあげ、その克服は産業別組合で達

成されると主張する。また緊密に行動する使用者団体には、産業別組合でなければ対抗し得ないとし、一案として、11の産業グループのモデルをも提案に盛り込んだ。そして短期間の内にこの提案を検討し、実行することを同盟指導部、同盟委員会に任務として課している。このディスマンの提案は、産業別組合という原則に基づき自由労組全体を再編成するものと解された。

以上の提案に関して、ブラウンタールは、ディスマンが産業別組合に関して新しい主張を持ち出したとみる。まず産業別組合は、個々の使用者ではなく産業領域全体を扱うのだから協約政策に適しているという主張、そして産業別組合は、多様な職業の従業員を抱える工場への労働組合の浸透に関しても適した組織であるという主張である<sup>34)</sup>。

これに対する主張を提示したのが、木材労働者組合の代表であったタルノウ(Tarnow, Fritz)であった。タルノウは第4議題の本報告者で、その報告の中で、「能力のある産業別組合への統合」という方向への発展を認めつつ、職業を基準とした組織形態が一貫して支配的であったことを主張した。彼は、労働組合の組織化、教育、訓練等に適している点、組織への忠誠を導くに適している点等に、職業別組合の有効性を求め、その維持を主張し、組織形態の強制的な改編を認めるべきでない、とした。彼は続ける「突然また恣意的で、全般的な改編は実行不可能である。組織形態の変更は、相反する潮流の妥協においてのみ、運動全体を危険にさらすことなく、可能である<sup>35)</sup>」。

以上の議論の結果、代議員において賛成465、反対163という結果をもってディスマン

32) *Quellen*, Band 2, S. 191-92. 同盟委員会は、原則的に各単位組合1名の投票権を持つ代表者により構成される、大会の決議の実行等を任務とするADGBの中央機関であり、ADGB内部の争いの際には最高位の仲裁機関の機能を果たすものとされた。

33) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 131. 1922年大会当時金属労働者組合の組合員数は1567335人で代議員は160名、次に多くの代議員を送ったのは組合員数589964名であった繊維労働組合で59名であった。代議員が1名のみという組合も15あった(白井英之「ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使共同体の問題」『経済研究』第102・103合併号(成城大学), 1988年, 120-21ページ)。

34) Braunthal, Gerard: *Der Allgemeine Deutsche Gewerkschaftsbund*, Köln 1981, S. 115.

35) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 127-29.

の提案が採択されることとなった<sup>36)</sup>。

デイスマンの決議案に従い同盟委員会は、この問題に関する16人委員会を1922年10月1日に設置した。16人委員会は1923年1月、産業部門のモデルを練り上げを小委員会に委託したが、直後にルール闘争が始まり、その活動は完全な中断を余儀なくされた。1924年末から小委員会は活動を再開し、12の産業部門のモデルを練り上げ<sup>37)</sup>、これに関して1925年の1、2月に関連する単位組合と協議を行った。だが、1925年7月3日の同盟委員会会議において、タルノウをはじめとする18の単位組合の代表者の連名で、産業別組合への再編成に反対する提案がなされた。それはADGBにおいて、産業別組合が目指すべき組織原則となる場合には、そこからの脱退も辞さず、という強硬なものであった<sup>38)</sup>。

結局、1925年8月31日～9月4日に行われるブレスラウ大会には、組織形態に関して同盟指導部、同盟委員会の連名において、以下のような規約の改正が提案されることになり、結果として大多数の支持を受けた。それは産

業別組合への統合・再編の進展があることは認めながら、すべての単位組合が同じの権限を有していることを繰り返し強調するというものであった。まず第2条に、第5条の一節であった「同盟に統合されるすべての組合は、同じ保護、援助を同盟より受ける権利を持つ」という条文が再び盛り込まれた。第4条は全面改訂され「大きな組合への統合」という表現は削除された。第5条は「単位組合の組織領域は原則的に産業ごととなる…… [だが] 個々の産業の領域は多様な技術、生産様式が入り交じっているものであり、さらなるその変革に対応せざるをえないものであるから、組織領域を型にはめることはできない。そのことから [組織領域の] 境界の明確化は、関連する単位組合の相互協定により行なわれなければならない」とされ、さらに第6条は「[その] 組織領域を一方が有利なように拡大することは同盟指導部の同意なしには許されない」とした。以降、以上の規約の方針に基づく組織の再編が適宜行われていく。1919年に52あった単位組合は1930年で31までになった。その内10の単位組合が10万人以上の組合員を抱えたものであった<sup>39)</sup>。1925年大会の後大会では組織形態に関して議論が激しく展開されることはなかったといえる。1928年のハンブルク大会ではDMVから産業別組合への再編成が提案されたが、そこでタルノウは指摘したという。「この問題を新たに展開すべきではない。労働組合に平穏を与えるべきだ。ブレスラウ大会にてこの議論は終止符を打たれているのだ」と<sup>40)</sup>。

36) *Korrespondenzblatt*, Jg. 32. 1922, S. 369; Kukuck, Horst-Albert/Schiffman, Dieter: Die Gewerkschaften von der Stabilisierung bis zur Weltwirtschaftskrise 1924-1930, in: *Quellen*, Band 3/1, 1986, S. 70.

37) 以上の過程と産業領域のモデルは *Gewerkschafts-Zeitung*, Jg. 35. 1925 (Reprint, Berlin-Bonn 1983), S. 361ff. 参照。12の産業部門は①建設業②鉱山業③金属産業④木材・木工業⑤食料品工業・ホテル等⑥紡績・繊維産業⑦衣料品業⑧皮革産業⑨農林業⑩土木業⑪紙工業⑫運送・交通・公務員というものであった。

38) 18の組合とは木材労働者、工場労働者、塗装工、石材労働者、タバコ労働者、桶作り職人、庭師、銅細工師、革製品労働者、鞍職人、食肉販売業、印刷工、飲食品労働者、理髪師、機械操作員、農業労働者、衣料品労働者、大工、各組合であった (*Quellen*, Band 3/1, S. 420-21.)。これらが以下でみる勢力②に属する組合と考えてよい。

39) Kukuck/Schiffmann, a. a. O., S. 70-71. 1925年大会において同盟指導部と同盟委員会は1922年大会の決議以降、労働組合の集中、それによる統合がかなり進展したとの認識を示した (Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 133.)。

40) Vorstand der Industriegewerkschaft Metall (Hrsg.): *100 Jahre Industriegewerkschaft 1891 bis 1991*, Köln 1991, S. 245.



2) 研究史<sup>41)</sup>

前項で概観したワイマール期の“議論”に対する従来の研究では、まずルックはADGBの最高機関とされる同盟指導部(Bundesvorstand)の姿勢を注視し<sup>42)</sup>、それがこの争いを左右したとする。彼は、タルノウの報告が指導部の支持するところのものであったことを指摘し、デイスマンらの産業別組合への再編成案が決議された後、同盟指導部がその実行をとにかく妨げたとした。同盟指導部にとっては、産業別組合の組織としての妥当性の吟味より、脅かされた同盟の団結の維持が優先した。その行動に、大きな組合に対する自律性の余地と存在価値をできる限り維持しようとする小さな組合、そして決議が実行されれば組織の分断が余儀なくされる組合、例えば工場労働者組合等が従ったとする<sup>43)</sup>。

ククックはそこに個別の労働組合間の利害の相違、それによる争いをみる。特に指摘されるのは(ルックも指摘しているが)DMVや建設業組合といった大組合と、熟練労働者からなる職業別組合と特徴づけられる小組合

との間のそれである。1920年代、大組合は自らが大きな権限、機構を有していたことから、同盟指導部を中心としたADGBの中央機関の権限の拡大を望まず、小組合は逆にそれを望んでいた。1922年大会で決議された産業別組合への再編成が実行に移されなかったことは、ADGB内部では小組合の影響力が大組合のそれを凌いでいたことを示すものだとする<sup>44)</sup>。

バイエルはこの組織形態をめぐる争いが明らかに政治的なものであったとみている。産業別組合に反対する勢力は修正主義者であり、ADGB[の中央機関]において主導的なグループであった。そこでの主導権によって、彼等はDMVを中心とする産業別組合支持勢力に勝利したとする。1925年大会で「修正主義者の弱々しい妥協案が多数をえて承認されたことは」、「タルノウの方針が実際に勝利したというわけではな」かったとして、組織に関する議論は全く重要でなかったと、とらえている。そして、1922年大会の決議が実行に移されないまま1925年大会に至った過程をみて「革命的状況は最早終わっていた」とした<sup>45)</sup>。

ポットホッフは、産業別組合への再編成を主張する勢力の中心に、労働組合内反対派をみていた。労働組合内反対派とは、第1次大戦中、総務委員会主導の城内平和政策に反対する潮流として、とりわけ「金属産業の大経営」<sup>46)</sup>において形成された。1919年のDMV大会において反対派はDMVにおける主導

41) ここでとりあげた研究は概ね1980年代前半以前のもので、90年代以降研究はあまり見当たらない。ただ、今後の研究で筆者が80年代後半以降にでた(すなわち研究史であげた論者たちが用いていない)資料を用いること、また労働組合の在り方が問われている現状からも、本稿の作業には意味が見いだせると考えている。

42) 同盟指導部(Bundesvorstand)はADGBの執行機関で、総務委員会からほぼ同じ権限、使命(注18参照)を引き継いだとされる。事実、1922年大会時点でそのメンバー15名中9名が第1次大戦前から総務委員会のメンバーであった。また15名中8名は産業別組合の再編成に反対する組合の出身者であった。他の7名中、DMVから3名であったが、そのうち2名は1900年、また1902年から総務委員会のメンバーであったことからワイマール期のDMVとの関連は薄いと思われる(Quellen, Band 2, S. 996ff.; Potthoff, Freie Gewerkschaften, S. 30-32.)。

43) Ruck, a. a. O., S. 53-55.

44) Kukuck, Der Wiederaufschwung der Gewerkschaftsbewegung 1924 bis 1929. in: Schönhoven/Matthias, Erich (Hrsg.): *Solidarität und Menschenwürde*, Bonn 1984, S. 157-59.

45) Beier, Gerhard: Einheitsgewerkschaft, 1973. in: *Geschichte und Gewerkschaft*, Köln, 1981, S. 316-17.

46) Potthoff, Probleme, S. 146.

権を確立し、その大会で DMV の議長に選出されたのがデイスマンその人であった。ポットホッフは「デイスマンに率いられた労働組合内反対派が、産業別組合に特別な情熱をささげた」とし、「議論」が第1次大戦中の自由労働組合の運動方針を巡る争いに一つの起源をもつ、「それこそが未来に適応する組織形態と考えていた産業別組合の支持者と、伝統を重んじる職業別組合の支持者とのイデオロギー的構造をもった原理、原則を巡る争いの性格を帯び<sup>47)</sup>」ていたとする。

この点に関してブラウントールも共通した意見をもつ。彼は「議論」に「熟練組合対産業別組合」という名を付し、第1次大戦中、そしてその後の重工業の発展の過程で、産業別組合の主張者がイデオロギー的な動機を引き合いに出したことを指摘する。それは、熟練労働者の組合は、資本主義システムとの妥協を結ぶためのものでしかなく、半・不熟練労働者の犠牲の上に利益をえるための組織であるというものであった<sup>48)</sup>。

それに対してシュナイダーは、労働組合内反対派の(政党)政治的な志向を過大に評価すべきでないとして、とりわけ DMV の産業別組合への再編成の主張が、緊密に行動する使用者団体に対して、より有効に対抗するためのものであったことを強調する。この点はポットホッフも指摘している。また同時にシュナイダーは、クックが指摘した大組合と小組合との間の争い、さらにはルックの指摘した同盟指導部と単位組合の争いが、1925年以降においてさえも存続し続けたと指摘している<sup>49)</sup>。

47) Potthoff, *Freie Gewerkschaften*, S. 39-40.

48) Braunthal, *a. a. O.*, S. 116. さらに彼は1920年代初めにみられた「産業別組合の成功が、1922年大会にデイスマンをして、産業別組合を原則として ADGB を再編成すべきだという提案をさせる気にさせた」とする。

49) Schneider, *a. a. O.*, S. 148-150, 177.

以上でみた従来の研究は、1922年大会においてデイスマンらが産業別組合への再編成を提案した背景、それが採択された要因等に関しては多様な見方を提示するが、決議が実行に移されなかった要因に関しては、それに反対する勢力の頑な拒否、またルール闘争による「優先順位の変更」<sup>50)</sup>等をあげていることで概ねの一致をみているといつてよい。

### 3) 対立の構図

「1) 概観」から、ワイマール期に入っても第1次大戦前における自由労働組合の組織形態に対する“一貫した態度”，既存の組合組織の維持を原則として、産業別組合への自由意思による統合を勧めるという態度が維持されていたことを我々は知る。その中で、デイスマンらの産業別組合への再編成案が採択された1922年大会は、その後の1925年大会以降は“一貫した態度”への回帰がみられたことから、突出した位置を与えられるべきであろう。なぜならば、デイスマンらの提案が採択されたことは、その“一貫した態度”と明らかに矛盾するからであった。このことから1922年大会においては、“議論”における対立軸が鮮明に浮かび上がることとなった。それを「2) 研究史」に従って以下に描き出すことにする。

対立軸の両側には、一方に産業別組合への再編成を求める勢力①と、他方にそれに反対する勢力②とがあった。1922年大会におけるタルノウの報告から、勢力②が“一貫した態度”を維持しようとしていたことは明らかであった。

勢力①の中心には金属労働者組合 DMV があり、建設業組合等大組合が歩調を合わせたとされる。勢力②のスポークスマンは木材労働者組合の代表であるタルノウであったが、彼は同盟指導部、そこで勢力をもっていた職

50) Braunthal, *a. a. O.*, S. 117.

業別組合、小組合の理論的代弁者であった<sup>51)</sup>。労働組合内反対派が多くを占める①は大きな権限をもった同盟指導部を望まず、②はそれを望んだ。双方の勢力は、共にそれぞれが支持する組織が労働運動、利害統一に適していると主張したが、①はとくに重工業における現状を鑑み将来を展望して、使用者に対してより強く対応することを目的に産業別組合への再編成を提案し、他方②は、職業別組合が(それまで)一貫して支配的な組織原則であったことを持ち出し、教育、訓練、連帯感の形成にそれが相応しいと主張した。ここに議題名にあったように「労働運動の方法」に関する考え方の対立を見いだせる。留意したいのは、規約の変遷等からうかがえるように、②が産業別組合という組織形態を完全に否定しているわけではなく、その必要性をある程度認めており、強制的な再編成を拒否している点である。①の主張に対する②の拒否が、既存組合組織の存続のため、それによる同盟の団結を維持するためのものであって、組織としての有効性を問うものではなかったとまでする研究もある<sup>52)</sup>。ただ、1922年大会のタルノウの報告からわかるように、②は産業別組合への再編成を拒否するにあたり、職業別組合の利点を引き合いに出していた。この意味でワイマール期の“議論”を「産業別組合

か職業別組合か」ととらえることことは間違いではない。だが、それは単に組織形態に関して争われただけのものではなく、以上であげたような問題、対立が「産業別組合か職業別組合か」という形をとって1922年大会において集約的に表面化したものと解釈すべきであろう。

#### 4. 研究史上の問題と今後の課題

以上、「規約・大会」レベルでの概観と研究史を整理することから、ワイマール期の“議論”の構図を描いたが、その作業の中から特に明らかにすべき問題が2点導かれたと思われる。本稿においてはこれらに関しての検討は断念せざるをえないが、以下ではその問題の概要を提示し、今後の課題を設定することとする。

##### 1) “混在型経営” に関して

①②両勢力の利害、主張の交錯点であったのは、まずもって複数の組合の組合員が働く産業、経営 (gemischte Betriebe 以下 (職業) 混在型経営<sup>53)</sup>) であろう。それぞれの勢力にある組合がいずれも存在し、産業別組合への再編成が実行されれば、その在り方が大きく変化するからである。1922年大会の第4議題「組織形態と労働運動の方法」において、勢力①が対象としていると思われるのは、ま

51) 大組合対小組合という場合、前者は1922年時点では20万人以上の組合を抱える組合を指していると思われるが、上記1925年大会直前の18組合連名の“提案”に名を連ねている中で木材労働者組合、工場労働者組合等がそれに含まれる。またこれらは研究史上は「産業別組合」として扱われることが一般的である。このことから「産業別組合か職業別組合か」との争い、その背後にある大組合と小組合の争いと、単純に解することはできない。1922年大会でデイスマンらの提案が決議されたことは小組合の代議員が相当数、それに賛成したからである (Braunthal, a. a. O., S. 117.)。

52) 例えばルックの前掲論文参照。

53) 例えば1920年電気・光学工業等を除く狭い意味での金属部門において、DMVの組織率は71.6%であったが、その他のADGB傘下の単位組合であるボイラーマン・機械操作員組合は3.5%、銅細工師組合は0.3%の組織率であり、また木材労働者組合員もわずかだが従事していた。その他、金属部門の全労働者に関して、キリスト教労働組合が9.6%、ヒルシュ・ドゥンカー組合が5.3%を組織していた。他方でDMVの組合員でも例えば化学部門等の部門で働く者がいた (Potthoff, *Freie Gewerkschaften*, S. 354-57, 370-71.)。

さにその混在型経営（それがある産業）である。そこでの“境界を巡る争い”，意思決定，利害統一の困難さ，それに伴う時間的，金銭的消耗といった問題の克服が，産業別組合への再編成を提案した主たる目的であったことは大会と同時期に発行された機関誌におけるデイスマンの論説からも疑いない<sup>54)</sup>。

他方，②の混在型経営の扱い方だが，1922年大会のタルノウの報告では，そこでの賃金闘争の統一的な指導に関して“経営(Betrieb)”という単位が一定の有効性をもつことを認めている。だが「いくつかの産業にわかれている同じ職業の組合員の利害は，一経営内におけるさまざまな職業の労働者の間の利害より，明らかに強く，また永続的なものである」と続けている。そして双方の組合の合意による「鞍替え」を推奨することで報告を結んでいる<sup>55)</sup>。このことからわかるように②も混在的経営を対象にしている。

だが，混在型経営の存在は，例えば金属産業に限っていえば，すでに指摘したように，それこそ1891年のDMV結成以前より続く問題であり，まさにそれがDMVの結成の一因であった。それがこの時期問題（産業別組合の再編成を主張する根拠）となった理由として考えられることは，おそらく一つには，すでにあげたワイマール期に始まる労働組合の経験した変化，とくに1918年11月15日協定による変化にあると思われる。11月15日協定によってすべての単位組合が協約当事者として承認されたことにより，混在型経営において利害が錯綜するようになったのではないかということである。

ライン＝ヴェストファーレンの鉄鋼業に関するスタイニシュの研究は<sup>56)</sup>，そこでは11月

15日協定によって初めて労働組合が承認され，初めて経営に浸透したこと，そこでボイラーマン・機械操作員組合等との“境界を巡る争い”が生じたことを明らかにしている。“境界を巡る争い”に関しては，半・不熟練労働者の組合への大量加入によって，組合員の奪い合いを伴いさらに激しさを増したことも十分に考えうる<sup>57)</sup>。

ADGBが形成された1919年大会の直後，1919年8月の同盟委員会会議において，11月15日協定に基づき，さまざまな職業の従業員が働く経営における労働協約の締結に関する議論が行われた。鉱山労働者組合の指導者は，それを最も大きな組合に委託すべきであると主張していた<sup>58)</sup>。そこで採択された決議は「ドイツの労働組合組織は職業に基づくもので，それは今後も絶対に維持される。賃金，労働条件の規制は職業ごとに行わなければならない」というものであった<sup>59)</sup>。以降同盟委員会においてこの問題は討議され，1922年大会の第4議題において，組織形態に関する問題と並んで，議論されている<sup>60)</sup>。

以上から混在型経営の扱いが11月15日協定以降問題となったこと，組織形態の問題と不可分であることがうかがえる。従来検討の薄かった，この混在型経営の問題と“議論”の関連を考える。この点に課題を一つ見いだすことができよう。

57) Kukuck/Shiffmann, a. a. O., S. 72.

58) 炭鉱における単位組合の混在は，野村正實『ドイツ労資関係史論』御茶の水書房，1980年，321ページ参照。

59) Quellen, Band 2, S. 91.

60) 混在型経営における賃金運動とスト指導についての規制に関してはその原案の提案者である同盟委員会に委任する，ということになった。したがって同盟委員会会議における議論，決定が重要である。

54) Korrespondenzblatt, Jg. 32. 1922, S. 335-36.

55) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 128-29.

56) Steinisch, a. a. O., S. 118-19.

## 2) “議論” のイデオロギー的側面に関して

ポットホッフによれば、産業別組合への再編成の主たる推進者は「ディスマンに率いられた労働組合内反対派」であり、彼等によるイデオロギー的な動機づけが1922年大会の決議の一要因であった。バイエルやブラウンシュヴァイク等もワイマール期の労働組合の組織形態を巡る議論が、政治的な争い、イデオロギー的な構造をもった争いであったことを指摘している。ここでは、以上の指摘をふまえ、労働組合内反対派が形成された第1次大戦から1922年大会に至る複雑な道筋を素描し、そこから課題を導くこととしたい。

産業別組合の主張者と職業別組合のそれとの間には、組織の機能の点からして、イデオロギー的対立、労働運動の方法をめぐる対立がもとより存在するといえる。だが、第1次大戦への対応とそれに伴う両勢力の背後にある政党の存在により、対立は明確な形で現れることになったと思われる。

第1次大戦の勃発と共に総務委員会は、闘争を放棄し戦争に協力するという城内平和政策を打ち出した。その背景には、総務委員会が労組の組織と運動の維持、拡大を図り、その地位の向上を目標に設定したことがあるとされる<sup>61)</sup>。それに対し階級闘争を主張し、さらには総務委員会による中央集権的統制に反対する立場をとる勢力が労働組合内反対派（以下反対派）であった。その指導者はたいてい独立社会民主党に所属しており<sup>62)</sup>、その「最大の牙城」はDMVであった<sup>63)</sup>。修正主義的な多数派社会民主党が勢力をもつ総務委員会の方針に対する反対という点に、彼等を一つの勢力として結び付ける共通項が存在し

た<sup>64)</sup>。

このことから、敗戦、革命を経て本稿冒頭にみたような労働組合が経験した変動とその後の過程で、反対派は“組織形態と労働運動の方法”に関して分裂する。労働組合を利害代表とは認めず、それを協議会制度<sup>65)</sup>に代置せんとする左派と、労働組合をプロレタリア階級闘争に不可欠な要素とする右派との分裂であった。後者がポットホッフのいう「産業別組合に特別な情熱をささげ」た「ディスマンに率いられた労働組合内反対派」と思われる。その後の展開の中で、ディスマンらDMVを中心とする右派は、経営協議会に関して多数派社会民主党、同盟指導部（＝総務委員会）と同じ態度をとる<sup>66)</sup>。彼らは労働運動を押し進める組織、労働者の利害代表として、経営内の従業員に選出された協議会（制度）ではなく、既存の労働組合を主張する立場をとったのである。すなわちここでの対立は「協議会か労働組合か」というものであり、対立軸の両側には前者を支持する反対派左派と、後者を支持する同盟指導部、ディスマンら反対派右派とがあったといえる。後者を支

64) 幅広い考え方を内包していた (Potthoff, *Freie Gewerkschaften*, S. 220.)。

65) ドイツ革命期に生まれ、その担い手とされる協議会（レーテ）は、経営の従業員によって選出された闘争機関で、革命の過程で次第にその政治的役割を剥奪され、1920年経営協議会法をもって、既存の労組の指導下に経営内従業員の社会的・経済的利害を代表する経営協議会として、労使関係に組み入れられた、ととらえられるのが一般的である。相馬「ドイツ革命における経営協議会と労働組合」『大原社会問題研究所雑誌』(No. 388, 1991年)等参照。

66) ディスマンは1921年12月のDMVの経営協議会全国大会において「賃金の問題、経済闘争の問題は経営協議会の課題ではない」とした (吉村励「ドイツ経営協議会の発生・展開」『経済学年報』第八集, 1958年, 224-27ページ)。また吉村「経済民主主義と経営協議会」『同』(第十集, 1959年), 78, 80-83ページも参照。

61) 相馬保夫「第一次大戦期のドイツ自由労働組合」『歴史学研究』第487号, 1980年) 13ページ。花見, 前掲書, 114-15ページ。

62) 相馬「第一次大戦期」, 14ページ。

63) 相馬, 同上, 12ページ。

持する勢力が1922年大会において「産業別組合か職業別組合か」を巡り対立することはすでにみた。1920年12月の経営協議会法によって協議会が労働組合の下部機関として位置づけられた後、本稿ですでに指摘した、既存の（職業別）組合組織の維持を原則として、自由意思による産業別組合への統合を勧めるという1890年代以来一貫した自由労働組合の組織形態に対する態度が初めて変化した、とする見方もある<sup>67)</sup>。

以上から解釈すれば、組織形態に関して、協議会を主張する勢力と労働組合を主張する勢力との対立において、後者の勝利の後、「産業別組合か職業別組合か」を巡る対立が1922年大会にて表面化したと考えることができよう。となれば、「経営協議会」という（組織形態の）選択肢が<sup>68)</sup>、1922年大会における対立の構図に至る過程に与えた影響は少なくないといわざるえない。

以上のように、「議論」のイデオロギー的側面に光をあてると、革命期に形成された経営協議会という「議論」における第3の選択肢の存在が明らかとなる。それが「産業別組合か職業別組合か」の議論に与えた影響を検討すること、またその中で特に1919/20年頃「変質した」とされるデイスマンら反対派右派の動向を明らかにし<sup>69)</sup>、それと「議論」を関連づけてみていくこと、これがまずもって行われるべき課題となろう。そこからなぜ彼等の行きつく先が産業別組合であったのか、

その根拠を見い出したい。

以上を今後の実証作業のための指針として掲げておきたい。

## 5. おわりに

本稿は、ワイマール期の自由労働組合における組織形態に関する議論を対象とした。それが概して「産業別組合か職業別組合か」を巡るものであったとされていることから、ドイツにおける産業別組合の形成期を第1次大戦前にみる研究があることをふまえ、視線をまず第1次大戦前の「議論」に向けた。ここでは「産業別組合か職業別組合か」の問題は未決着のままであったが、既存の組合組織の維持を原則に、自由意思による産業別組合への統合を勧めるという、組織形態に対する「一貫した態度」が見られたと同時に、「産業別組合」の必要性の認識の高まりとその実際の発展とが確認された。この第1次大戦前の状況は、ワイマール期の「議論」を概観していく中で、その規定要因であったことが明らかとなった。一方で自由労働組合の組織形態に対する「一貫した態度」はワイマール期においても維持された。だが、他方で1922年の大会においては、その「一貫した態度」に矛盾するデイスマンらの産業別組合への再編成の提案が採択されたのである。このことから「議論」における対立軸が鮮明に浮かび上がることとなった。それは「産業別組合か職業別組合か」という形で表れたが、単に組織形態に関するもののみならず、さまざまな対立、問題を背後にもつものであったことが研究史を整理することによって明らかとなった。そこで描き出された「議論」の構図は、まさにワイマール期の自由労働組合の在り方、さまざまな対立、問題を内包するという在り方を示すものであった。この意味で本稿では、1922年大会に対し、ワイマールの自由労働組合における問題の結集点であったとの位置づ

67) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 111-12.

68) バイエルは1922年大会の「議論」において、共産主義勢力によって労働組合組織に代わり協議会制度の導入を主張する意見が展開されたことを指摘している (Beier, a. a. O., S. 318.)。

69) Laubscher, Gerhard: *Die Opposition im Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB) 1918-1923*, Frankfurt/Main 1979. S. 79, 137ff.

けを行いたい。

そして以上の“議論”の構図を見いだす作業の中から、明らかにすべき2つの問題が導きだされた。その中で、これらの問題こそがワイマール期の“議論”に、この時代固有の性格を与えるのではないかとの想定を得た。

というのは、「4.」でみたように、これらが、本稿で見い出した第1次大戦前からのワイマールの“議論”に対する規定要因とは異なり、第1次大戦以降に大きな問題となるものだからである。この点は今後の実証の過程で明らかになってくるだろう。